

△資料▽

朝日訴訟の争点——(II)——

小 倉 襄 二一

IV 朝日訴訟第一審の問題

(1) 控訴人(厚生大臣)準備書面の論理

厚生省側は昭和三十五年十一月一日付の控訴状によって、東京高等裁判所民事部に対して控訴した。これは、さきに要旨としてしるした昭和三十五年十月十九日、東京地方裁判所民事第二部浅沼裁判長による判決(原判決の本文「津山市社会福祉事務所長が昭和三十一年七月十八日付で原告(朝日茂)についてした生活保護法に基く保護の変更決定を不服とする原告の不服申立を却下した岡山県知事の決定に対する原告の不服申立につき被告(厚生大臣)が昭和三十二年二月十五日付でした右申立を却下する旨の裁決はこれを取り消す」)に対して、控訴人(厚生大臣中山マサ)は朝日茂を被控訴人として東京高等裁判所民事部に対し、原判決の事実摘示にある厚生省側の主張を排斥した原判決には事実の認定

と法律の解釈を誤った違法があるとの理由で控訴を提起した。『時の厚生大臣中山マサ氏は『控訴をとり下げ浅沼判決を即時実施せよ』と要請した総評、日患らの代表団にたいし『六〇〇円でももらっているのだから有難く思いなさい』と交渉半ばにして席をけって行ってしまいました。これが国民の生命をあずかる厚生大臣の答えだったのです』(朝日訴訟・内容とその経過・朝日訴訟中央対策委員会一九六三年八月一四頁)という状況で、世論も判決のでた直後、朝日、毎日、読売も論評をのせて政府を批判し、数年据置きの入院患者の日用品費も昭和三十六年四月の十七次改訂では十八%の一、〇三五円になったのも浅沼判決の影響といわれた。浅沼判決のもつ重要性、人間らしい生活保障をみたくす保護基準の設定をのぞむ関係者、世論に抗してなされた控訴理由の詳細は、準備書面のなかにしめされている。

A 厚生省側の主張

原判決は、生活保護法第八条により厚生大臣の定める保護基準が何人も健康で文化的な水準に達しない場合には裁判所において違法無効と判断さるべきであるという前提にたつて、一定の尺度を用い、その尺度が国内の最低所得層の水準であつてはならないとするほかにも、特定の固定の絶対的水準を想定して、これと厚生大臣の定める基準とを比較して、厚生大臣の定める基準の適否を一義的に断定していることには承服できないといつてゐる。(1) 保護基準は特定の絶対的水準を客観的に予定し、一義的に算定されるものとは考えにくい、(2) 最低限度の生活水準は、当該時点における社会的文化的発達程度、就中国民経済力、国民所得水準、国民感情などによつて左右され、その内容も固定的なものではなく、専門的技術的検討を要する微妙な価値判断の問題である。(3) 生活保護に支出すべき国費は国民全体の負担に帰するものであるから、国の財政能力との振りあいを考慮しなくてはならぬ、原判決は、保護基準は、国での予算の配分によつて左右さるべきはなしいといつてゐるが、基準が相対的、可動的性質をもつてゐるから予算配分の結果を政府が考慮外とするわけにはいかない。この基準の是正、向上は政治の課題であり、その当否は政治的批判の対象である。(4) 司法審査の判断には当然に自己抑制の限度があり、政治的行政的見地に立つての認定については、その結論が法の要請に明らかに相反する著しい不合理のない限りは、裁判所としても、当然の判断を尊重すべきである。以上がもっとも原則的な厚生省側の控訴理由である。

朝日訴訟の争点

原判決の具体的判断に対して厚生省が失当とするものを整理する。(1) 低賃金、日雇労働者、零細農漁業者などボーダーライン層とのバランスの問題―この階層の現実には維持している生活水準が法の保障する生活水準に達しているか否かはこの階層に直ちに保護を加えるか否かの問題と切離して論ずることは許されない。自力でこのレベルの生活を維持することのできない者にだけこの生活水準以上の保護を加えるならば、保護をうけない者の労働意欲を阻害し、均衡を失する。ボーダーライン層の現実の生活水準と無関係に、また、予算の有無、財政の如何に拘らずこれを支配すべき絶対的な保護水準なるものなど到底ありえない。(2) 基準費目についての判断では、たとえば療養に専念すべき入院患者の生活需要として、修養娯楽費については、それを不可欠とするほど保障される生活水準が高度のものとは考えない。ペン、インク、ノート、カミソリなどは本来自ら所持して入所するのが当然である。寝巻(病衣)、敷布、枕カバーなどは耐用年数が長く、貸与の方法もある。患者が親しい隣室患者の遺品を譲受ける例もあるから、一時支給の必要はない。基準消費量の一年一枚のパンツも決して最低限度の需要を充たしえぬとは考えぬ。テリ紙の必要不可欠量についても、テリ紙が不足すれば古新聞を当てることは、何ら難きを求めるものではない。散髪も一月一回の必要なく、病室出張代のごときは、「その他」の項目(当時一ヶ月八円九六銭!)よりの流用で賄いうる。品目、数量、単価に多少不足しても相互流用により補いうる。補食は偏食抑制、栄養管理のうえからも必要でな

い。残飯の存在などから、恣意的、偶発的動機による補食の不可欠性はみとめがたい。以上が主な「承認しがたい」という論拠である。これらは相對—可動的數多の要素についての専門的技術的検討と政治的、行政的配慮の「内容」としてうけとってよいし、厚生省の準備書面の論理、「政治の課題」の結果についての考え方とみてよい。(朝日訴訟証言録・第一部、昭和三十八年十二月二〇八頁—二四頁参照)

B 朝日側の弁駁と争点

(1) 原判決は、基準は数多くの需要において変動發展するものであるが、それが人間としての生活の最低限度という一線を有する以上、理論的には、特定の国の特定の段階においては、それとの相對において、一応客観的、具体的にその内容が決定されるとしている。その水準は健康で文化的なものであるから、その概念や経済的數値は科学的なアプローチによって充分に可能であり、決して時々の財政事情などの「生活」外的事情によって左右されるものではない。人間としての生活の最低水準を国が義務的に羈束的に保護の責務を負うものと解するから控訴人の主張は理由がない。特定の国家(社会)における国民の生活内容、生活様式、生活感情や国民経済力等はこれを徹視的にみれば刻一刻に変化するが、通常は時間的な拮抗がりにおいて、ゆるやかに変化、発達していくものであるから、これらの諸要素によって規定される最低限度の生活水準も、一定の時間的幅において把えることが可能である。控訴人の主張する相對—可動説が、このような歴史的な場と

時とを特定した上で、客観的に把えることができないとすれば、それは、生活保護法第八条の行政庁自身による基準決定をも不可能とするか、基準決定を全く無原則な政策的決定にしてしまう。(2) 生活科学的アプローチにより、国民的規模における最低限度の生活水準の把握は可能である。(3) 保護水準の引上げによって、ある程度の被保護者の増加はある。しかし生活保護法の目的である。

国民に対し、最低限度の生活を維持し、その自立に必要な保護を行えば、その被保護者は間もなくその自力で生活を維持するに至り、却って被保護者は減少し生産的である。最も重要なことは、これら多数の低所得者層の存在そのものが、そもそも政治の貧困の所産である。したがって、政府が自ら責を負うべき低所得層の存在をもって生活保護基準の釘付けの理由とすることは不当も甚しく理由がない。これら低所得層に対する対策は、労働政策(たとえば完全雇用とか最低賃金制の確立)、経済政策(中小企業保護、農山漁村対策)、社会保障政策(失業保険制度、老令年金制度)など、ひろく生活保護以外の諸施策によって、基本的には対処するのが妥当であり、控訴人が示唆するような予算支出を伴う生活保護制度のみに必ずしも依拠しなければならぬものではない。(5) さらに、保護基準を厚生大臣が法的にも、事実上も単独で決定するという決定手続の著しい非民主性を挙げなければならぬ。昭和三十六年五月十日、朝日側の弁駁の準備書面は「生活保護法は憲法二五条の規定する生存権保障の理念を具体化し、同条によって国が負うた政治的責務を法的義務にまで高めたもので

あり、同法第二条は、単なる国の努力の反射的利益を保障したる止らず、有資格の国民に対して、積極的に国に対する保護請求権を保障したものとすまた第三条（最低生活）は同法による保護の最低限を画し、他のすべての規定の解釈運用を律する効力的な基準を定めたものと解するのが相当であり、また一般である。更に同法第八条第一項及び第二項（基準及程度原則）、並びに第九条（必要即応原則）はいずれも同法による保護の原則を規定したものであるが、それぞれ、その文理及びその趣旨とするとところが同法による保護の実施に不可欠であり、これに反し、もしくは沿わない取扱いは考えられないものであることからすれば、右両条が厚生大臣または保護の実施機関に対して自由な裁量権を賦与し、そこに挙げる諸要素は単に裁量に当っての訓示的な指標を意味するものと解すべきではなく両条はそれらを裁量の要件とするの羈束裁量と解すべきである。従って右第八条もしくは第九条及び第三条に違反する本件保護変更決定（ひいてはこれを認容した本件裁決）は違法無効のそしりを免れず、またさような意味合いにおいて、右各条に違反するか否かの問題は司法裁判所の判断に服すべきこと明らかである。」とむすんでいる。厚生省の準備書面の論理に対決し、原判決の中核的部分をさらにつよく前面におしだしたのである。（朝日訴訟証言録二一四—二四〇頁参照）

C 第二審証言における争点

朝日訴訟の第一審の公判は、再度の現地公判をまじえて十三回にわたった。この間の重要な証言を朝日側の主張を中心にとらえて

朝日訴訟の争点

厚生省側の考え方をつきあわしてみたい。

木村禎八郎参議院議員の証言―第一審にひきつづき木村氏が国家予算編成のあり方と、本件当時の国家財政からみた社会保障費について証言した。木村証人は、経済企画庁の昭和三十一年度の「経済白書」の経済企画庁長官、高崎達之助氏の声明―「このすばらしい経済の発展や成長をまだ経済繁栄の恩恵によくしていない国民に、その成長を均霑させる事ができるか」という発言を前提に、経済成長率、七〇〇億の財政上の自然増収の事実を指摘し減税、租税特別措置がいかに資本蓄積、企業体に有利であったかをあきらかにしている。保護基準の引上げと財源問題の核心については、「昭和三十一年度の施設内の保護人員を十四万人として、仮にこの人達に日用品費千円を支給するとすれば（朝日さんの要求額）、予算は十六億八千万円になるのです。三十一年度は景気も非常によくなつて自然増収が増加し、決算書では五百八十二億も余っているわけです。しかも社会保障費についても不用額三十五億七千万円もあるわけです。不用額にあてる位なら、十六億八千万円がどうして出せないか、そういう予算の面からいまして、これは十分に出せたのではないか、財源がないから支給できない」という事は、理由付けにはどうしてもならないと思います。防衛費なんか二百億以上も余っているわけですから」といっている。また、「財源は非常に政治的なものだ」と前おきして、片山内閣当時の自分の経験から「私は財源はあるといえはある、ないといえはないので、非常に政治的なものだ、出す意志がなければ

ないともいえますし、出す意志があれば、出てくるものであるという事を痛感いたしました」ともつけ加えている。控訴人代理人（宗弓）は木村氏がボーダーライン層の生活レベルアップと生活保護階層のレベルアップに言及したのに対して、「一〇〇〇万人近くの低所得者を優遇するといっても、これらの低所得者に対する対策として公共投資、輸出の増進によって雇用の増大の方に予算を使うべきではないでしょうか」という質問には、労働力のある人には雇用を安定させる。労働力のない人には生活扶助その他の社会保障を充実させる事によって救うべきだと思ふという発言をしている。（証言録・六五―七六頁参照）

小沢辰男武蔵大学教授の証言は、とくに地方自治―住民福祉の観点からみて重要な証言といふべきである。社会保障は地方財政からみても、地方自治の主要な内容となること、国が責任をもつて行つが、具体的な行政については、一番温い住民の身近かな行政ができるという意味で地方自治の主なる内容をなすものが社会保障であるといっている。昭和三十二年度決算で、生活保護の国庫負担金は全体一兆四〇〇〇億円というなかでは、二・五％という小さい割合である。生活扶助が金額で五〇％、六〇％増になれば地方財政として、相当の影響をうけるかという質問については、三十一年度の生活保護費が四百六十一億円だから倍になって、一兆二千六百十九億円という額に対しては一割以下である。地方の二割負担は、四百六十一億円に対して九十二億円であるから、倍になつても二割負担は百億円程度で、三十一年の地方税、

四、四九一億円にくらべてごくわずかな額ですむことになると分析している。さらに、小沢教授の現地地方財政調査の折に、国は生活保護については冷淡だということを開くと発言している。その傾向の指摘として、三十年起点として地域開発、産業基礎の強化で、たとえば、土木費は二・三倍である。教育費の伸びは一・六倍であるが、生活保護費の伸びはそれを下廻る一・三倍にすぎなかった。地方独自の財源としての地方税は一・九倍になっていゝる。そのみならず、社会福祉主事、ケースワーカーの減員などのサービス面での低位化についての発言もある。

小沼正氏（厚生省大臣官房統計調査部、社会統計課長）の証言生活保護基準算定の基礎をあきらかにしたのち、九百二十二人、百八十万世帯のボーダーライン層（昭和三十一年）の生活実態との関係については、生活実態は、主に総理府統計局の家計調査、F I E S、日雇労働者の実態もとる。その中味で保護基準をきめていくが、劣等処置の原則の適用 (Less eligibility) を考慮する。最低賃金制度が確立していないときには、働かない者は、働く者より劣つた生活でなくてはならないという原則が政策としてでてくる。この原則がないと、「逆に保護基準を高くしておきますと、いろいろな不平が現在でもまだ出てまいります。例えば自分たちは、あくせく働いてひどい目にあつていゝるけれども、保護世帯は、ぶらぶらしているじゃないかというふうな表現を使われたこともあります。そういう均衡がとれないわけです。こういう膨大な層の存在というものは、当然やはり生活水準を決め

ていく場合の、一つの要素になる、こういう事になります」といっている。今井一男氏（国家公務員共済組合理事長）も、最低賃金ができれば、働く人々ならいくらか保障すると、生活保護は最後の線ですから働くことを前提としていないから、働かない場合はいくらがよろしいということで、一定の比例で、社会的にはあまり問題のない数字がでてくるが、日本にはそういった制度がないので、そういう数字の出し方がむづかしくなるといっている。今井証人は、憲法二十五条及び社会保障費における相對説について発言している。国民の中で一定水準以下の人間はなくしようとして約束したものが二十五条であり、出す人間ともらう人間との水準のバランスという事が、中心になって考えられて、その水準を考える場合のフアクターとしては、健康とか文化的という要素が主に働くというのが相對説であり、人間が生活するのに、いくらくらのものがある。従って、こういう水準はこうだときめることである。私は、日本で一番古くから相對説を考えた人間だと思いますが、多数説は、今では相對説であると述べ、結果的には、最低限度の生活水準は、国民の文化的な生活面における實際の水準とか、健康で文化的な生活水準に対する生活感情とか、そういうものを無視しては考えられないことである。しかし、絶対に無基準的な浮動的なものではなくて、困難であっても時と場における国民の最低限度の生活水準というものの一つの線に集約し導き出さなくてはならないことを肯定した証言を行っている。

天達忠雄明治学院大学教授と、小川政亮日本社会事業大学教授

朝日訴訟の争点

は、生活保護基準の推移と一般勤労者の賃金と保護基準の関連、最低生活と諸外国の条件との対比について証言している。天達氏は、昭和三十八年度一級地、標準五人世帯の生活扶助基準は約一万三七〇〇円にすぎない。一人平均二七〇〇円程度である。これに住宅扶助と教育扶助合算しても、せいぜい、一万六〇〇〇円ぐらいである。この被保護世帯の生活程度は、一般勤労世帯の四一・九％というからいかに格差がひどいかがわかること。しかも、昭和二十六年には五二・五％であったからむしろ年々格差が増大してきていることを指摘する。財政面についても、生活保護の基準は上っているのだが、総予算中にしめる比率はだんだん下がっていることについての証言もある。小川政亮教授は、歴史的に救貧法制の推移と原則について詳細な証言をし、権利として保護をうけるという事の意味を確定し、実体的な給付請求権が健康で文化的な最低限度が保障されているか、また、保障をうける手続が法の目的とするとどこにふさわしく構成され、行政上ふさわしくすすめられているかどうか、利害関係ある国民が保護行政の手續に参加することができるかどうか。争訟権と行政参加権であるがこれら三つの点から公的扶助が権利がどうかを考えなくてはならないと証言し、それぞれ、ヨーロッパ諸国の事例について述べている。小川政亮教授の発言にもあるが、私の在外研究中のロンドンにおける経験でも、申請主義であっても、その申請権の行使は抵抗感をなくさせるような周到な配慮があり、郵便局には、申請事由をかんとんに記入できるアプリケーション・フォームがつね

朝日訴訟の争点

においてあり、切手なしで投函すればたまたまに Welfare Office から現業員の連絡がある。急ぐときには電話一本による連絡でもよいということを書いた。訪問する現業員の最大の配慮は、調査のときに近所にざとられないようにすることだとされている。英国でも、国家扶助 (National Assistance) は市民的自立への屈辱という歴史救貧法らしい烙印は完全に消失しているわけではないから、こうした手続プロセスにおける考慮がきわめて重要なことになってくる。

小川教授はさらにわが国では、福祉事務所で、保護をしないと、打ち切りたいと思う場合、福祉事務所と書いた自転車で何回もでかけたり、その家の近くで、その自転車を乗りすておくこと相手の方で辞退するというような処置さえみられる。保護のケースレコードにゴム印で、近隣の風評、第三者の意見といった欄がある。自己貫徹的権利のうち、争訟権について、日本の場合は、不服の申立の場合、同じ行政系列であるので、公正な裁決が行なわれるか否かに危惧がある。英国では行政機関である国家扶助委員会 (National Assistance Board) とは別の機関である上訴審判所に審査の請求をできることになっている。しかも上訴審判所の三人の委員のうち、その中の一人は労働者を代表する人が入っている。法律上の保護者の権利のためには、上訴審判所の法廷弁護士とか事務弁護士が補助的に参加することがみとめられている。昭和三十八年七月八日の朝日側の準備書面では、厚生省側の論理に反対する木村、天達、小川証言を次のように整理している。(1) 厚

生省側の考え方は、国会審議の重みを不当に援用した本末顛倒の論と言わざるをえない。憲法二十五条にもとづく趣旨が予算編成や予算のわりふりの際に尊重されねばならない。この趣旨こそが指導原理なのである。(2) 予算折衝のなかで、保護基準額や対象人員が、それを乗じた予算総額という形で財政当局により厚生省原案を大幅に削減されるといふ公知の事実が存在するが、それはあくまで予算原案作成段階における政治部内の財政事情であって、予算を承認決定する国会とそれを執行する政府との間のことではない。したがって、生活保護予算を実質的に決定する権限と責任はむしろ政府にあるのであって厚生大臣が保護基準を決定するのは何らの予算編成上の制約はないことが明らかである。仮りに六〇〇〇円を一〇〇〇〇円にしても、約六億円の歳出増となるのみで、他の生活保護費や社会保障関係費への影響を考慮にいれても予算執行を混乱に陥れたり、財政計画をゆるがすようなことには到底なりえないものである。事実、国家財政からみれば生活保護費が国家予算に占める割合は零細であって、数次の基準改訂にもかかわらず予算中の比率は年々低下している。(一九五七年度三・一%、一九六三年度二・五%) こうした仕組みこそ問題とすべきであろう。

浅賀ふさ日本福祉大学教授の控訴審における証言は結核対策や人間らしい闘病生活の所在を鋭く指摘したものとして重要であった。浅沼判決が結核患者のエモーション・ナル・ニードを十分に理解したものである点を高く評価した浅賀教授は「結核治療には患者の

胸の中にある状態以上に、彼の頭と財布の中身の如何によって決定される」という名医オスラーの言葉を引用している。結核患者には身体的医療の他に、精神的、社会的（経済問題を含めて）配慮が与えられなければならない。精神的社会的配慮の欠ける我国の療養所では、患者を無気力な惰民にする恐れが多い。希望のもてない状況、劣等意識、あきらめと焦慮が煎じつまると前進のできない現場逃避におちいり更生意欲は阻止される。患者が自分を世の中の屑（Scrap heap）と感じないことは医療にも増して大切なことだとのべている。日用品費についての資料はたくさん提出されたが、国立療養所大府荘の昭和三十一年一月（日用品費六四〇円基準）のとき、男子重症者一、二八一円、軽症者二、六五七円、女子重症者一、四九七円、軽症者二、一九三元、平均一、九〇九円となっている。さらに、日用品の使途についても、被服費は、大体生保患者の多くはあり余る下着をもって入所してこない。一三二円で寝汗に苦しむ患者の必要がどうして充たされるが、その他弾力性の利く幅がないために、ささやかな病棟内の交際費にも事欠いて孤立化して行く患者がある。長期病者の陥り易い劣等感や無気力からの更生への意欲を起させるに最も大切な文化的費目が乏しい。不足額の補充のやりくりは患者を非人間的状況に追いこんでいく。借金、入質、死亡患者の遺留品を貰う、療友の使いはしり、内職、稀な例ではあるが女子患者の売春、給食のパン、牛乳を療友に売却する者さえもいる。こうした事実から、最低限度人間としての身体的要求が充たされ、人らしい感情の安定をとり

朝日訴訟の争点

戻し、同時に明日への希望と向上に必要な精神的、社会的欲求が充たされるのでなければ更生への道は阻まれる。低すぎる扶助というものは、政策としては近視眼的で、長い目で見れば不経済である。さらに、基準の決定に関しては、以上の根拠から厚生大臣の一方的とりきめを廢して、学者、臨床家（医師、臨床経験に富んだ栄養士、看護婦、心理学者、ソーシャルワーカー等）患者側の代表をも含む民主的機関を設け、これによって充分討議決定されるべきだと結んでいる。

（浅賀ふさ・第五回公判における私の証言要旨参照）

② 第二審判決について

朝日（生活保護）行政訴訟の第二審判決は東京高等裁判所第五民事部小沢文雄裁判長により被控訴人、朝日茂氏の請求を認めた、東京地方裁判所の浅沼判決を取り消し、朝日氏の請求を棄却し、一九五六年当時の保護基準日用品費月額六〇〇円は生活保護法に違反するものではないと判決した。判決理由の要旨として、

(1) 保護の実施機関は、保護を開始し又は変更するに当り、個々の要保護者の生活が保護の基準を上回ることもなければ下回ることもないという同一水準の最低生活を維持できるように保護の決定をしなければならないのであり、その意味において具体的な保護処分は羈束裁量行為と解すべきである。したがって、もし保護基準そのものが違法であれば、保護の開始又は変更の決定は、法律上の根拠を失い、違法であることを免れない。「健康で文化的な生活水準」という概念は、抽象的な概念であって、その具体

的な内容は控訴人の積極的に確定するところにまつほかはない。これを固定の拘束的概念で狭い範囲内に膠着させることが不適当なため、その設定に関する具体的判断を實質上控訴人の裁量に委ねたものと解すべきである。もっともここに裁量というのは、行政庁の完全に自由な選択を許す自由裁量の意味ではない。この場合も行政庁は同法の理念に従い最も妥当な客観的一線を探索決定してこれに従うべきではあるが、前記のような事情から、その選択が、ある範囲内で行われる限り、当不当の論評を加えることはできても、その違法を論証することができない結果行政庁の当該判断に基づく措置がその効力を否定されないことをいうに過ぎない。行政庁の判断が法の定める抽象的要件より逸脱し、もはや当不当の問題をこえて、その法律上の要件が満たされたものと思考される余地を失ったときは、右判断に基づく措置は違法とされなければならぬ。本件日用品費の基準についても、その違法か否かを明らかにするために、単にその当不当を論ずるだけでは足りないものというべきである。

(2) 生活保護のための費用は、納税を通じて国民が負担するものである以上、保護の基準も、国民所得なしその反映である国の財政を離れてこれと無関係に定め得るものではなく、また、その時期における国民の生活水準、文化水準の程度も当然対照されなければならず、国民感情も無視することはできない。本件日用品費の月額六〇〇円という基準額は、三か月をこえる入院入所中の単身患者の日用品費としてかなり低額であるとの感を免れない

けれども、内容の検討をまたずにその額を一見ただけで確定的に違法であると断定できるほど極端に低いものではないから、その検討を行わないで直ちに結論を下すことはできない。

(3) 別表改訂基準によってもなおパンツ二年一着及びチリ紙月一束程度は不足するというべきである。しかし、そのほかには、費目・数量・単価において右基準額では入院入所生活における日常身の回りの最低限度の需要を満たすことができないことを認めるに十分な証拠はない。右のパンツとチリ紙の不足分を別表記載の単価で計算すると月額三〇〇円程度となり、これを右基準額に加えると、入院入所患者の日用品費として月額六七〇円程度という数字が得られ、本件日用品費の基準月額六〇〇円はこれを約一割下回ることとなる。一割程度の不足とはいっても、最低に近い必要額と比較してのことであり、また毎日の生活に直結する日用品費のこともあり、しかも療養所という隔離された環境の生活では、たとえ僅少の不足額でも逐月確実に累積し他より補充の見込が少いから、本件日用品費の基準が頗る低いものである以上、それになお若干の不足があるということになると、それは直ちに生活保護法第八条第二項の要請を欠く心配が濃厚であるということも考えなければならぬ。しかしながら、一般の生活費についても算数的明確さをもって必要額を算定することはむずかしく、ことに日用品費の場合的確な指標に乏しいためそのような算定がますますむずかしく、右の月額六七〇円程度という額の内訳をみても節約や相互流用の余地が皆無なわけではなく(そうした余地の全

然ない合理的な最低限度を定めることは到底不可能である。結局月額六七〇円というのも相当の幅をもった金額というべく、一円でも下回ることを許さない趣旨での最低限度の金額ではない。したがって、一割程度の不足をもって本件保護基準を不当というにとどまらず確定的に違法と断定することは早計である。

(4) 昭和三十一年当時生活扶助を受けていた者は一四〇万人程度であつたにかかわらず国民中一、〇〇〇万人に近い数の者が生活扶助と同程度又はそれ以下の生活を営んでいたこと、又その頃生活保護を受けている一部の者の生活が保護を受けていない多数貧困者の生活より優遇されているのは不当であるとの国民感情も一部に存在していたこと、当時の国家財政中における社会保障に充てられた金額は当時の政府における当該行政担当者及び財政担当者が検討の上他の各種財政上の支出との間に均衡が保たれるように考慮して立案されたものであることが認められ、特に社会保障費につき一定の必要額を認めながら、ことさらにそれを必要以下に削減したものは、証拠上は認められない。なお生活扶助の額はその基準額が定まった以上義務費として必要に応じ支出された年次歳出予算の総額には拘束されることなく、予算に拘らず受給権者は国に対するその権利を失わないのであって、これらの点もまた当時の生活扶助基準額、延いては本件日用品費の額を違法とまで断定することの困難な事由となる。

(5) 昭和三十一年当時のわが国の国民所得及び歳出予算に対する社会保障費（但し形式上社会保障に分類できるものの形式的な金

朝日訴訟の争点

額）の比率は欧米の若干の国々におけるものよりも比較的少いことが認められるけれどもこれとても、それぞれの国の社会保障の内容やその背景をなす国情等を明らかにしないで直ちにわが国の社会保障額が違法であると断定することのできる資料とはなし難いものである。

以上のように詳細に検討を重ねてみても、当裁判所は、本件保護基準を違法とは決しかねるのであるが、しかしなお概観的に見て、本件日用品費の基準がいかにも低額に失する感は禁じ得ない。

(6) 生活扶助水準をさらに引上げることになれば、納税を通じて一般国民の負担に当然大きな影響を及ぼすことは否定できなであり、このような場合に生活扶助のため一般国民がどの程度の負担をするのが相当かということは容易に決められない問題であつてまた、さきに示したような国民感情が一部に存在することを参酌するとき、本件日用品費の基準が、単に頗る低額に過ぎるとの比較の問題をこえて、さらにこれを違法としてその法律上の効力を否定しなければならぬことを、裁判所が確信をもって断定するためには、その資料は、被控訴人側の熱心な立証にもかかわらず、本件口頭弁論に顯出された限りにおいては、なお十分でないといわなければならない。

(7) 以上要するに、生活保護として月額六〇〇円の生活扶助と現物による全部給付の医療扶助とを併給されていた被控訴人が昭和三十一年八月一日以降月額一、五〇〇円の仕送りを受けることと

朝日訴訟の争点

なったため、同日以降右生活扶助の全部を廃止し右医療扶助については医療費中月額九〇〇円を被控訴人に負担させることとした本件保護変更決定は、当時設けられていた本件保護基準に照しても、違法とすべき瑕疵はない。したがって、右決定を維持した本件判決もまた違法でないというべきである。

日用品の基準費目自体についての判決内容は省略したが以上の理由をあげている。(朝日訴訟証言録・第一部・朝日訴訟中央対策委員会より引用)

V 結 語

一九六三年十一月四日、東京高等裁判所と厚生省は、「大衆の憤激につつまれた」(世界・日本の潮・昭和三九年一月号)各新聞紙はいっせいに朝日訴訟控訴審の判決内容を報道、「朝日訴訟、国側が勝つ」(朝日)、「逆転・朝日さん敗訴」(毎日)や「朝日裁判へ冷酷無残な判決(カハタ)」という見出もあった。朝日氏の代理人新井章弁護士は「判決な生活保護基準がすこぶる低額であることを認めながら、結論ではしりぞけた。これは、国の財政規模、予算の少なさ、膨大な貧困層の存在など、これまでの悪い政治の結果であるものを既定の不動の事実であるかのように前提とし、これを憲法より優先させたためだ。また判決では、七〇円程度のひらきでは違法とするに足りないとしているが、生活保護適用者のもつ「七〇円の重み」を全く理解していないといえる」(朝日・昭三八年・十一月五日)と鋭く批判している。また、朝日訴訟中央

対策委の長宏氏がかつて「第二審も朝日さんが勝って当然であり、勝たなければ不思議なことなのである。権力裁判といわれる日本の裁判は、最近のいくつかの判例をみてもわかるように政治的な事件はほとんど国民に不利な判決が下っている。とくに上級審にいくほどそれが露骨になっている」とのべたが予想が適中している。「われわれは、いまこの判決の当否を論じようとは思わぬ。ただ願うところは、この訴訟の勝敗の結果にかかわらず、この訴訟が社会に投じた一石を政府が今後忘るべきではないということである。……日の当らぬ場所の重症患者に、あえて訴訟を起さしめるような取扱い、何とかなくするよう、関係者の配慮を望んでおきたい。(朝日社説・十一月五日)」「池田さんの所得倍増計画は被保護世帯の倍増という皮肉な結果を見せている。……数にすると百七十五万人が生活保護をうけ、さらに五百万人のボーダーラインの層が『適当ではない』が『違法ではない』最低限度の健康なる文化生活を営んでいるわけだ。……朝日さんの訴訟当時と現在では最低生活の内容も大きくかわってきた。それだけに厚生省、つまり国家のやっている生活保護政策がいまだに「貧民救済」のうしろ向きの感があるのはいただけない」(読売・編集手帖昭三八年十一月七日) 全国社会福祉協議会の「生活と福祉」誌は十二月号で第二審判決と現行基準(標準四人世帯一四、二八九円)について関係者のアンケートを掲載した。私の回答をあげて、結論とした。

一 私たちは朝日訴訟証言録や日患同盟の人間裁判誌などによ

って、控訴審においても詳細な事実審理がなされたことを知っている。その事実審理にもつきながら第一審の判決をくつがえして朝日側の主張をしりぞげた点に裁判官の生存権についての正当な感覚を疑いたくなる。「妥当ではないが違法ではない」とはまるでクイズの回答だとエノミストの批評にもあったが、第一審判決によって明確、かつ積極的に指摘された、憲法二十五条の効力的規定の解釈、最低生活保障についての国家責任と国民の権利性からみた基準内容の違法性などの争点が控訴審判決ではなっとくのいく説明として展開されておらず、判決理由の根拠が脆弱であり、矛盾にみちたものといえる。とくに日用品基準額六〇〇円の不足を約一割下回る程度と判断し、この一割という絶対額に固執して、この程度の不足をもって、本件保護基準を当、不当というにとどまらず確定的に違法と断定することは早計であるという結論のみちびき方に疑問がある。一割、七〇円という算出の非人間的、非科学的態度、とくに証拠、証言の採用の偏りも著るしい。第一審判決への厚生省の控訴理由にいう、保護基準設定上の「不確定要因」とか、「専門技術的」「政治的行政的考慮」といった論拠を全面的に承認した判決である。そして朝日訴訟の過程にはじめて具体化した国民の生存権の実質的な保障要求の拠点を控く効果をもつものである。

二 朝日訴訟の控訴審判決の論理でいえば、最低生活の需要をみたしうるはずであり、法の要請するところに著るしい障害はなく、違法ではないということになろう。この論理の虚妄性は、現

朝日訴訟の争点

場の公的扶助ワーカーが日々の業務を通して体験している。人間らしい生活の最低限度を確保しているとはとうていいいえない。政府が社会保障長期計画によって国民に約束する基準改訂への政策的努力は、あくまでも、憲法二十五条の国民の権利保障の内実として規定されなくてはならない。第一審判決の意義もこの点にあった。「欠乏から欲求の時代」への状況の移行が常識化している。この基準額はいぜんとして「豊富の中の残酷」を象徴しているといえよう。

朝日茂氏は、一九六四年二月十四日、岡山県早島町、国立岡山療養所において逝去された。朝日氏は二審判決の感想として「わたしは、法廷の判決だけに目を奪われず、からだを大切にして訴えが認められるまでがんばり続けたいと思う。たくさん未知の人たちが手紙をくれ『みじめな私たちを守るためにもどうかがんばってほしい』と励ましてくれる。最後には歴史が正しく裁いてくれると信じている」といった。

「星火燎原」とは朝日茂氏にもっともふさわしい言葉である。一点の火花はたくましい炎となって燃えている。さらに最高裁判所への闘いもつづいている。朝日さんの遺骨は津山市本行寺にあり、朝日さんの生前の遺志により分骨は東京青山の解放運動無名戦士の墓におさめられることになった。

(1964・2・20)